

重 要 事 項 説 明 書

指定訪問看護事業所 伊達赤十字訪問看護ステーション
(介護保険法・訪問看護事業所)

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談窓口
電 話 : 0142-23-2211 内線 244 (FAX : 82-3266)
管理者 : 石井 佐知子

※ ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。

_____様に対する訪問看護サービスの提供に当たり、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. ご利用事業所の概要

| | |
|------------|---|
| 事業所の名称 | 伊達赤十字訪問看護ステーション |
| 指定番号 | 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業所 北海道 0163790017 |
| 所在地 | 伊達市末永町81番地 伊達赤十字病院内 |
| 電話番号 | 0142-23-2211 |
| 通常の事業の実施地域 | 伊達市(特区は除く)、壮瞥町 |

2. ご利用事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 員数 | 資 格 | 勤務体制 |
|---------|----|---|---|
| 管理 者 | 1 | 看護師 | 常 勤 |
| 看 護 師 等 | 5 | 看護師1名(管理者兼務) 看護師4名 理学療法士等(兼務) 1名 事務員 (兼務) 1名 | 看護師(常勤) 4名 (非常勤) 1名 理学療法士等(常勤) 1名 事務員(常勤) 1名 |

3. 営業時間

| | |
|------|---|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| 営業時間 | 午前8時25分～午後5時00分 |
| 休業日 | 国民の祝日、開院記念日(8月28日) 年末年始(12月29日～1月3日) |

4. 運営方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者的心身の状況を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. サービスの概要

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

- (1) 療養生活の送り方、介護方法についての具体的な指導と援助
 - 身体の清潔（清拭・洗髪・入浴介助など）
 - 排泄のお世話
 - 床ずれの予防方法、体位変換
 - 病気や薬についての相談等
 - 処置の指導
 - 医療器具の取り扱い方など
 - リハビリテーション（看護師による）
 - ・日常生活動作における体の動かし方、拘縮予防・車椅子・歩行器等の使い方
- (2) 医師の指示による医療処置
 - 胃や膀胱に挿入している管の交換・管理
 - 採血
 - 床ずれの処置
 - 傷の手当て
 - 病状の観察
 - 終末期の看護

6. 緊急時における対応方法

- (1) 訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応变の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- (2) 当訪問看護ステーションは、利用者の不安を少しでも軽減するため24時間対応体制をとっています。利用をご希望の方は、お申し出下さい。

7. 利用料

- (1) 厚生労働大臣が定める基準による額の1割～3割とします

(別紙利用料参照)

ただし、ケアプランの未作成など法定代理受領できない場合は、基準額全額のお支払いをいただきます。この場合、利用料の一部を後日、市町村の窓口で償還払いが受けられます。

- (2) 通常の実施地域以外でサービスを提供する場合には、別紙基準により交通費のお支払いをいただきます。（交通費の徴収に関する同意書あり）

- (3) 終末期（看取り）に対する支援を実施した場合、支給限度額枠外加算が発生します（契約書参照）

8. 解 約

利用者は、当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスについて、いつでも解約することができます。

又、事業者は利用者又は、家族が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続しがたい背信行為を行った場合、文章を通知することにより直ちにこの契約を解除することが出来ます。

9. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないようにします。

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意をあらかじめ文書（個人情報使用に関する同意書）により得ておくようにします。

10. サービスに関する苦情処理

当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスについてのご相談、ご苦情を下記の窓口で承ります。

| | |
|-------|---|
| ご相談窓口 | 管理者：石井 佐知子 電話：0142-23-2211（内線 244） FAX:82-3266 |
|-------|---|

当事業所以外に、市役所、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

- (1) 伊達市役所介護保険担当課 0142-23-3331
- (2) 北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161(苦情処理担当)

11. 事故発生時の対応損害賠償

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

12. 虐待の防止

事業者は、虐待防止に関する責任者を選定し、利用者の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) サービス提供中に当該事業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (2) 適切に成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための指導を徹底します。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置する。
 - ・虐待の防止のための指針を整備する。
 - ・虐待防止のための従業者に対する研修を実施する。
 - ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

13. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じるものとします。

- (1) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要時修正します

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明いたしました。

令 和 年 月 日

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業所
所 在 地 伊達市末永町 81 番地 伊達赤十字病院内
名 称 伊達赤十字訪問看護ステーション
説明者

重要事項説明内容（抜粋） (介護保険)

利用料

伊達赤十字訪問看護ステーション

1. 訪問看護費

| | 訪問看護費 | 介護予防訪問看護費 |
|-------------------------------|--------|-----------|
| (1) 20分未満 | 314単位 | 303単位 |
| (2) 30分未満 | 471単位 | 451単位 |
| (3) 30分以上～60分未満 | 823単位 | 794単位 |
| (4) 60分以上～90分未満 | 1128単位 | 1090単位 |
| (5) 理学療法士等による訪問 (1回、20分未満) | 294単位 | 284単位 |

※理学療法士等が1日に3回以上訪問看護を行なった場合、訪問看護費は1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

介護予防訪問看護費を行った場合、100分の50に相当する単位数を算定する。また利用開始月から12月超えの利用者に介護予防訪問看護費を行った場合は、1回につき5単位を減算する。

| | | |
|---------------------|---------------------------|------------|
| (6) サービス提供体制強化加算（I） | 訪問看護 1回につき リハビリ 20分につき | 6単位 6単位 |
|---------------------|---------------------------|------------|

2. 加算

(1) 夜間の訪問加算は月の2回目から算定されます。

| | |
|------------------|-------|
| ①夜間（18：00～22：00） | 25%加算 |
| ②深夜（22：00～6：00） | 50%加算 |
| ③早朝（6：00～8：00） | 25%加算 |

(2) その他の加算

| | |
|----------------|---------|
| ①緊急時訪問看護加算II： | 月 574単位 |
| ②特別管理加算 I : | 月 500単位 |
| 特別管理加算 II : | 月 250単位 |
| ③ターミナルケア加算 : | 2500単位 |
| ④退院時共同指導加算 : | 600単位 |
| ⑤初回加算（I）退院当日 : | 350単位 |
| 初回加算（II） : | 300単位 |

3. 交通費

通常の事業地域（伊達・壮瞥）を越えて行う訪問看護に要した交通費は、“通常の事業地域”の境界から利用者宅までの往復の料金を50円/kmと換算して徴収いたします。

令和7年12月10日変更